

広島県告示第五百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、神石高原町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、神石高原町長から届出があつた。

鹿島縣知事
藤田雄山

上市 下市 上市 下市 上市 下市 上市

上 市 下 市

下市 上市

上市
下市

上 市 下 市 上 市

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路・水路等である町有地の全部を含む。

上小市ノ	墓ノ下タヘ	市ノ上ヘ	セド	市谷段畑	谷市谷下才	ノ下タ屋ヲク墓	市谷清水	市ウラ	迫ヲク	市谷風呂	シリ市谷泉迫	谷尻リ	市谷仁レ	谷市谷井手	大市井手	ロメン宮地谷ノ	宮地谷ノ	リ免	宮地谷ノ	迫奥	市谷三良	奥小谷	市谷実安	岩市谷屏風	山市谷屏風	市谷ヒヨ	市岩ヲク	甲一六六三の六
甲二八八二の一、甲二八八二の一	甲二八七八一の二、甲二八八一の二	甲二八七八、甲二八七九	甲二八六三	甲二八五九、甲二八六〇			甲二八四九	甲二八四六	甲二八四三	甲二八四一	甲二八三八の一、甲二八三八の二		甲二八三七	甲二八三六	甲二八三五	甲二八一四の二	甲二八一四の一	甲二八〇九	甲一六七五の二、甲一六七五の三	甲一六七四の一から甲一六七四の三まで	甲一六七〇、甲一六七一、甲一六七二の一、甲一六七	甲一六六八、甲一六六九	甲一六六七	甲一六六七	甲一六六七			
下市																										下市		

下市	上市
----	----

屋上	小市古屋	市谷中坪	山	市谷中坪	小市中坪	上へ	小市市ノ	谷	小市実安	小管山	実安谷	小管山
七八四九の一	七八四九の二から七八四九の五まで	七八五〇	七八五一の一、七八五一の二	七八五二、七八五三、七八五四の一から七八五四の六まで、七八五五の一から七八五五の三まで	七八五六の一から七八五六の三まで	七八五六の一から七八五六の三まで	七八五六の一から七八五六の三まで	七八五七の一から七八五七の九まで、七八五八の一から七八五八の四まで、七八五八の六から七八五八の一まで、七八五九	七八五八の五	七八六〇の一から七八六〇の五まで	七八六〇の一から七八六〇の五まで	七八六〇
上市	下市	上市										

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路・水路等である町有地の全部を含む。